

重 要

6 福薬発第 2 7 8 号
令和 6 年 1 2 月 2 0 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
会 長 小田 真稔

医療機関による電子処方箋発行の一時停止および医療機関等ポータルサイトからの メールの確認について（緊急のお知らせとお願い）

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

電子処方箋の運用およびチェックリストについては、12月16付6福薬業
発第402号、12月19日付6福薬業発第409号にてご連絡しております
が、本件について、厚生労働省より12月20日から24日の間で電子処方箋の
発行機能を停止するとの発表がございました。

医療機関・薬局に向けて医療機関等ポータルサイトより電子処方箋の設定が
正しく行われていることの確認依頼メールが送付されておりますので、ご確認、
ご対応の程よろしく願いいたします。

詳細は別添をご参照いただき、患者安全を最優先にした運用を行っていただ
きますよう貴会会員へご周知方よろしくお願い申し上げます。

日 薬 情 発 第 152 号
令 和 6 年 12 月 19 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日 本 薬 剤 師 会
副会長 渡邊 大記

医療機関による電子処方箋発行の一時停止および医療機関等ポータルサイトからのメールの確認について（緊急のお知らせとお願い）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、電子処方箋の運用およびチェックリストについては、12月10日に日薬情発137号、12月17日に日薬情発150号としてご連絡しておりますが、本件について、厚生労働省より12月20日から24日の間で電子処方箋の発行機能を停止するのと発表がございました。電子処方箋の発行が再開するまでは紙の処方箋が発行されます。詳細は別添をご参照ください。

上記期間は薬局から電子処方箋管理サービスへの調剤情報の登録は従来通り行えますが、医療機関から電子処方箋を発行することは出来ません。また、医療機関・薬局に向けて医療機関等ポータルサイトより電子処方箋の設定が正しく行われていることの確認依頼メールが送付されますので、ご確認、ご対応の程よろしくお願いいたします。メールの内容は、電子処方箋の設定が正しく行われていること（医薬品コードにダミーコードを使用していないこと等）を点検し、厚生労働省に報告することとなる予定です。厚生労働省は確認できた医療機関・薬局を厚生労働省のHP上で公開し、12月25日の電子処方箋の発行再開後も、確認が完了してHP上で公開された医療機関・薬局のみが電子処方箋発行・応需を再開する対応を行うとのことです。

つきましては、貴会関係者にご周知くださいますようお願い申し上げます。

※12/25より電子処方箋の発行は再開されますが、システム上、当面の間は医薬品コードにダミーコードが利用される可能性がありますので、電子処方箋を応需する薬局においては引き続きの注意が必要です。電子処方箋受付の際には、薬歴やお薬手帳を十分に活用し、より一層の患者情報の確認をお願いいたします。あ

わせて、先日電子処方箋ポータルサイト上で公開された「電子処方箋の運用に関するチェックリスト（薬局向け）」の対応を含め、患者安全を最優先にした運用をお願いいたします。

令和6年12月19日

【照会先】

医薬局 総務課

課長 重元博道

課長補佐 森田和仁（内線4204）

（代表電話）03(5253)1111

（直通電話）03(3595)2377

報道関係者 各位

電子処方箋システム一斉点検の実施について

1. 概要

令和5年1月から運用している電子処方箋について、医療機関や薬局における設定誤り（※）により、電子処方箋を受ける薬局側のシステムで、医師の処方と異なる医薬品名が表示される事例が本日までに7件報告されています。

（※）システムにコードが登録されていない医薬品に医療機関が独自に仮に付番したコード（ダミーコード）を誤用した事例

医師の意図と異なる医薬品の処方を防ぐため、各医療機関や薬局で使用されているシステムの点検を医療機関等に依頼することとしました。この際、点検を促す周知を行う間、明日20日（金）から24日（火）までの5日間、医療機関からの電子処方箋の発行を停止します。

点検については、以下の対応を進めることとしましたので、関係機関のご協力をお願いします。

（参考）11月に電子処方箋を発行している医療機関数：2,539

処方箋枚数（R6.11・推計値） 約7500万枚

うち、電子処方箋枚数（R6.11） 約11万枚（約0.15%）

2. 今回の対応

（1）医療機関や薬局に対し、電子処方箋の設定が正しく行われていることの確認を要請し、厚生労働省への報告をお願いします。具体的には、

- 1) 本日（12月19日）から医療機関等ポータルサイト等を通じて状況の周知と対応依頼のメールを送付。
- 2) 23日、24日に上記メールを確認していない医療機関等に電話等で確認の実施。
- 3) 25日以降に、対応ができた医療機関等を順次、厚労省のHP上で公表。

- (2) あわせて、システムベンダーに対しても、提供するシステムのコードの仕様について、厚生労働省への報告を求め、その結果を厚労省 HP に公表します。
- (3) 周知と点検を促す間、20日から24日まで医療機関からの電子処方箋の発行機能を停止します。この間は、紙の処方箋を発行することをお願いします。薬局は通常どおり、調剤処方箋登録等は可能です。
- (4) システム再開後は、対応済み医療機関として厚労省の HP で公表した医療機関のみ電子処方箋を発行する取扱いとします。それ以外の医療機関は、紙の処方箋の発行をお願いします。

電子処方箋システムの一斉点検の実施について

2024.12.19

厚生労働省医薬局総務課

電子処方箋サービス推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

概要

令和5年1月から運用している電子処方箋について、医療機関・薬局における設定誤り（※）により、電子処方箋を受ける薬局側のシステムで、医師の処方と異なる医薬品名が表示される事例が本日までに7件報告されています。

（※）例：システムにコードが登録されていない医薬品に医療機関が独自に仮に付番したコード（ダミーコード）を誤用した事例

医師の意図と異なる医薬品の処方を防ぐため、各医療機関や薬局で使用されているシステムの点検を医療機関等に依頼することとしました。この際、点検を促す周知を行う間、明日20日（金）から24日（火）までの5日間、医療機関からの電子処方箋の発行を停止します。

点検については、以下の対応を進めることとしましたので、関係機関のご協力をお願いします。

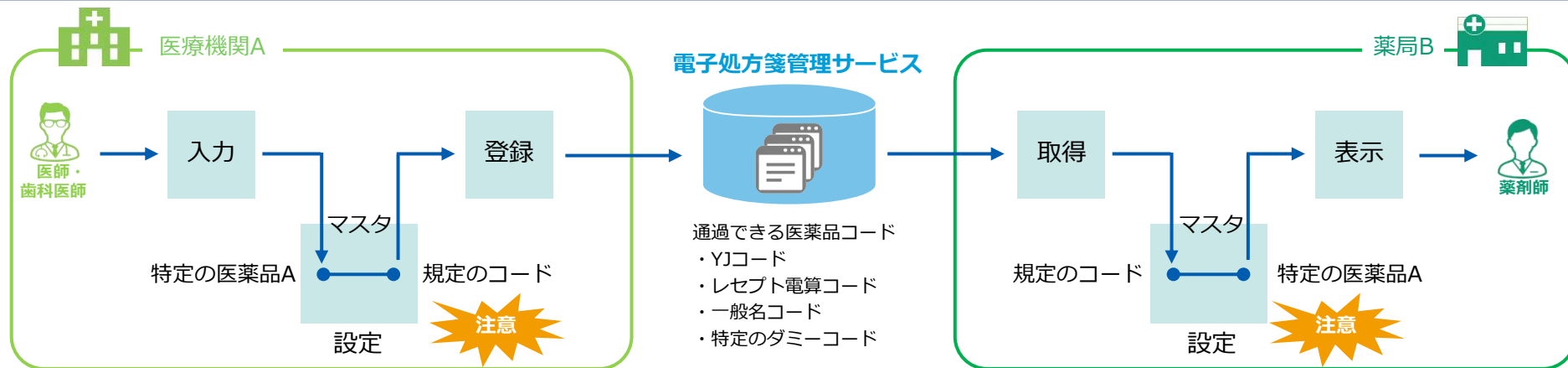
（参考）11月に電子処方箋を発行している医療機関数：2,539
処方箋枚数（R6.11・推計値） 約7,500万枚
うち、電子処方箋枚数（R6.11） 約11万枚（約0.15%）

今回の対応

- ① 医療機関や薬局に対し、電子処方箋の設定が正しく行われていることの確認を要請し、厚生労働省への報告をお願いします。具体的には、
 - 1) 本日（12月19日）から医療機関等ポータルサイト等を通じて状況の周知と対応依頼のメールを送付。
 - 2) 23日、24日に上記メールを確認していない医療機関等に電話等で確認の実施。
 - 3) 25日以降に、対応ができた医療機関等を順次、厚労省のHP上で公表。
- ② あわせて、システムベンダーに対しても、提供するシステムのコードの仕様について、厚生労働省への報告を求め、その結果を厚労省HPに公表します。
- ③ 周知と点検を促す間、20日から24日まで医療機関からの電子処方箋の発行機能を停止します。この間は、紙の処方箋を発行することをお願いします。薬局は通常どおり、調剤処方箋登録等は可能です。
- ④ システム再開後は、対応済み医療機関として厚労省のHPで公表した医療機関のみ電子処方箋を発行する取扱いとします。それ以外の医療機関は、紙の処方箋の発行をお願いします。

【医療機関・薬局】 電子処方箋管理サービスで使用する医薬品コードについて

- 電子処方箋管理サービスに登録する医薬品コードは、YJコード、レセプト電算コード、一般名処方コードのいずれかとなります。医療機関・薬局において、医薬品マスタの設定を行う場合には、適切に設定されたかを確認したうえで運用するようにお願いいたします。
- 院外処方を行う場合で医薬品のダミーコードを用いるのは、「経過措置医薬品（YJコード廃止医薬品）を処方する場合」や「一般名処方加算の算定できない医薬品を一般名処方する場合」など特殊な場合のみです。原則、上記の3種類のコードのいずれかのご使用をお願いいたします。



注意

意図されたものとは異なる医薬品が表示されてしまう要因となるので、運用に当たって以下の2点を確認してください。

- ✓ 医療機関・薬局において医薬品マスタを設定する場合は、設定誤りがないか**必ず確認してください。**
- ✓ 特定の医薬品に特殊な事例を除き、ダミーコード（※）を**設定しないでください。**

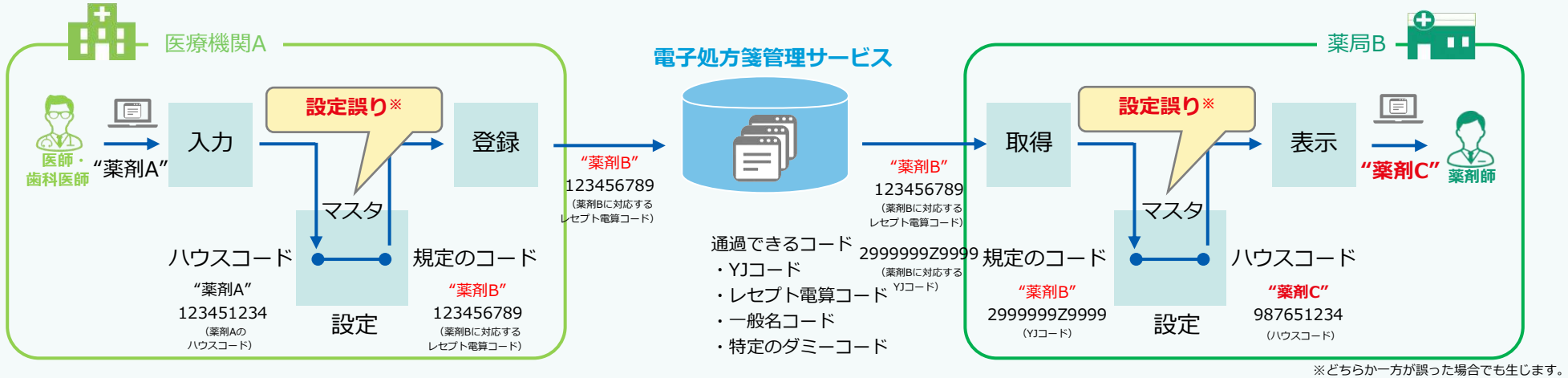
（※）レセプト電算コードであれば“666660000”（医薬品）、“777770000”（医療材料）、YJコードであれば“2000000X0000”

上記の事象が生じていないか今一度確認いただき、
薬局において調剤する際には、必ず薬剤名の項目を確認してから調剤を行ってください。

【医療機関・薬局】 電子処方箋管理サービスで使用する医薬品コードについて

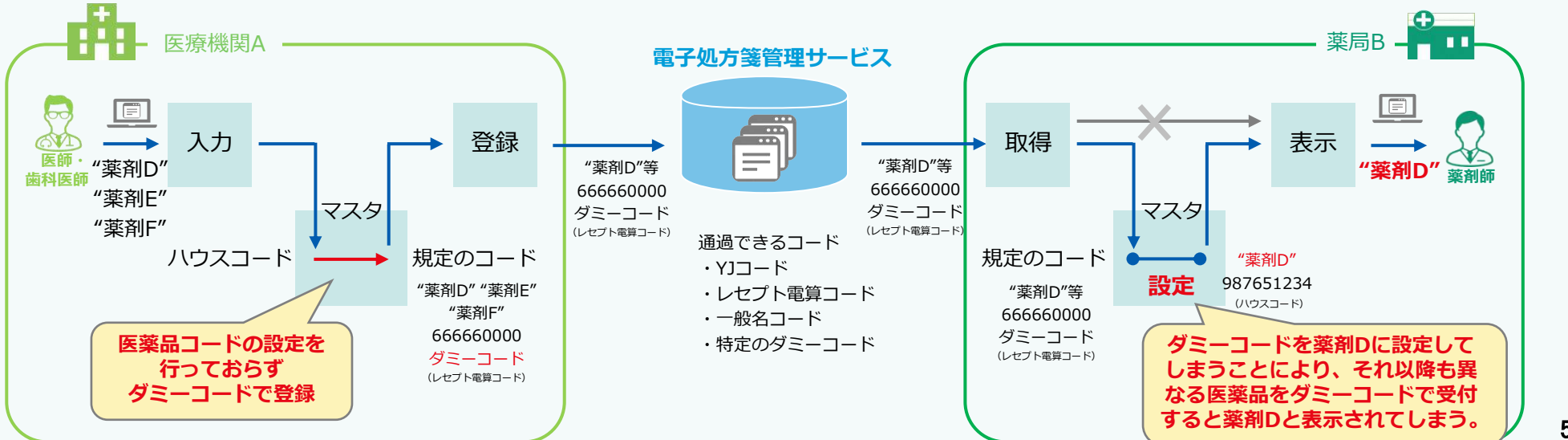
パターン1

○ 医療機関・薬局におけるハウスコードと、電子処方箋管理サービスで用いることとされている規定のコードの設定を誤ってしまう。



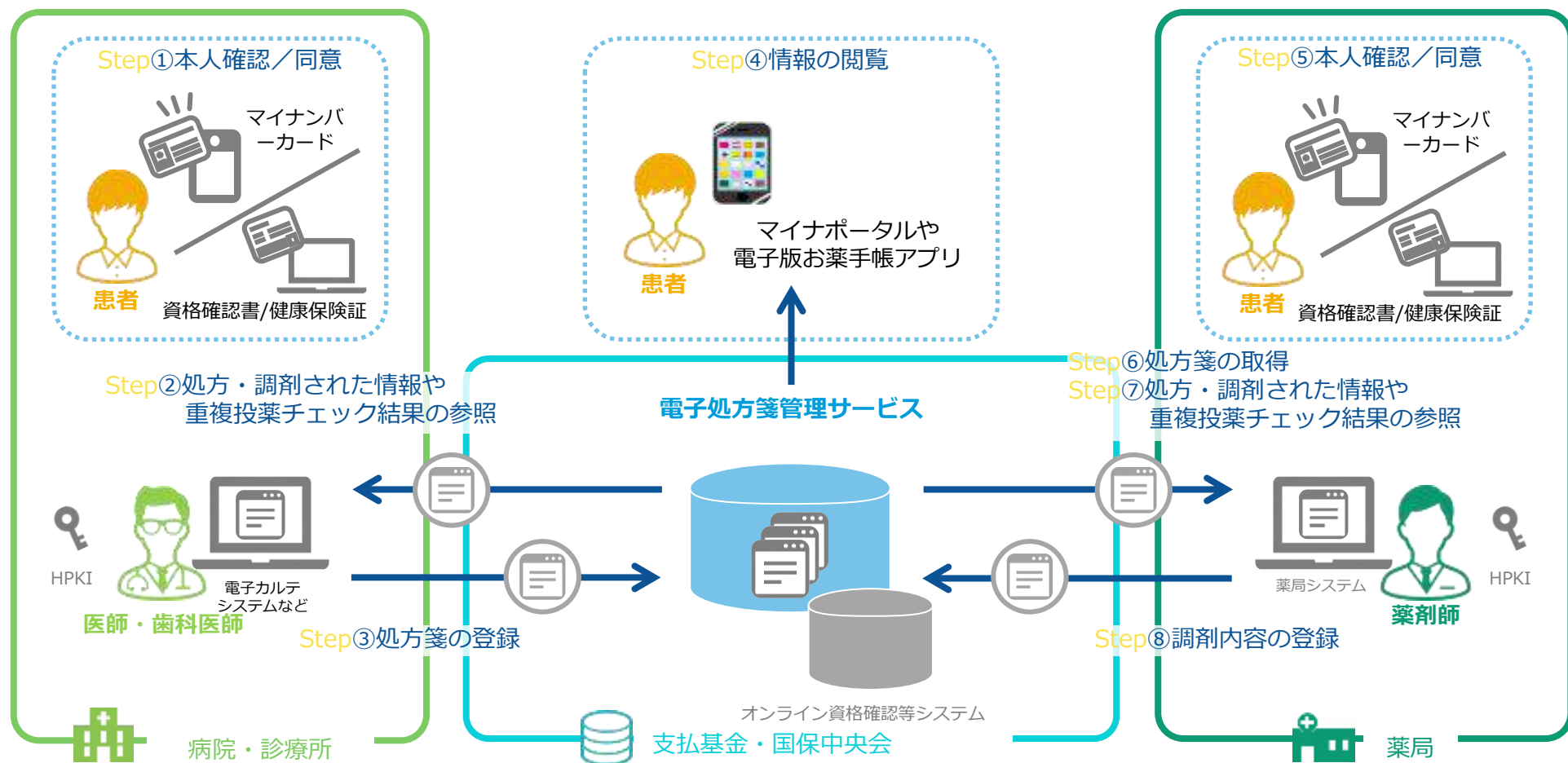
パターン2

○ 医療機関において医薬品をダミーコードで登録しており、薬局において、ダミーコードと特定の医薬品を設定してしまう。



(参考1) 電子処方箋について

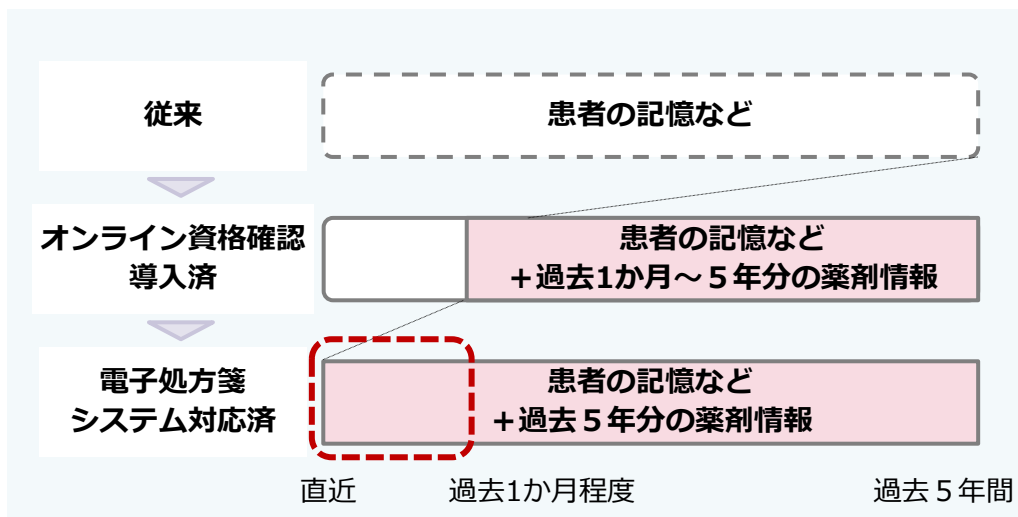
電子処方箋とは、オンライン資格確認等システムを拡張し、現在紙で行われている処方箋の運用を、電子で実施する仕組み。オンライン資格確認等システムで閲覧できる情報を拡充し、患者が直近処方や調剤をされた内容の閲覧や、当該データを活用した重複投薬等チェックの結果確認が可能に。(令和5年(2023年)1月～運用開始)



(参考2) 電子処方箋システムによる薬剤情報の拡充

- 電子処方箋システムの導入により、電子処方箋、または紙の処方箋を問わず、処方・調剤した薬剤情報は電子処方箋管理サービスへの即時反映が可能となる。
- これにより、電子処方箋システムを導入した医療機関・薬局において、患者の「直近の」薬剤情報まで共有される。また、処方・調剤時、この薬剤情報を活用した重複投薬や併用禁忌のシステムチェックが可能となる。

患者の「直近の」薬剤情報まで確認可能



凡例



お薬手帳や患者とのコミュニケーションを基に把握する情報

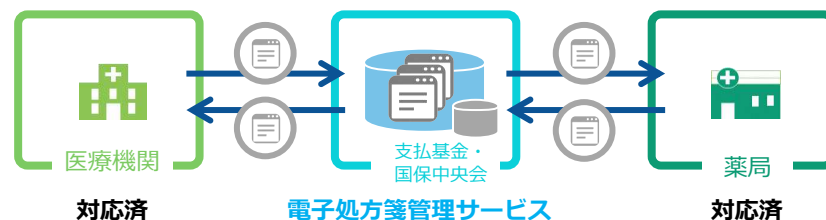
電子処方箋管理サービスなどに記録されたお薬のデータを基に把握する情報

※ 紙の処方箋を含め、電子処方箋管理サービスに登録された処方・調剤した薬剤情報は活用が可能

※ マイナ保険証での受付によって薬剤情報の閲覧は可能となる

医療機関・薬局の双方が電子処方箋システムに対応している場合

医療機関の処方箋発行、薬局の調剤結果登録のいずれも電子的に可能となる。これにより、今後患者が訪れた電子処方箋対応医療機関・薬局でリアルタイムの薬剤情報の活用が可能となる。



薬局のみが電子処方箋システムに対応している場合

紙の処方箋を受け付けた薬局は調剤結果を登録する。これにより、今後患者が訪れた電子処方箋対応医療機関・薬局でリアルタイムの薬剤情報の活用が可能となる。



（参考3）用語の定義・解説

用語	定義・解説
マスタ	システムへの入力に必要な基礎的なデータを集めたデータ集のこと。 例）医薬品マスタ（薬品名称、規格、薬価基準収載コード、薬価などが登録されている）
ハウスコード	医療機関や薬局が自院（局）で運用しているシステムで使用しているデータ（例えば医薬品のデータ）個々に付与されている独自のコード。
ダミーコード	マスタに登録されていない医薬品などをシステムで利用する際に一時的に利用するコード。ダミーコード自体は特定の医薬品などを意味しないため、併せて医薬品名称などをテキストとして入力するなどの必要がある。
YJコード	薬価ごとに設定されている英数12桁のコード。個々の医薬品に対して別々のコードが付与される。
レセプト電算コード	審査支払機関に電子レセプトを提出する際などに、レセプト電算処理システムで使用するコード。 （薬価基準上で、統一名収載がなされる場合にはYJコードは個々の製品に振られるがレセプト電算コードは共通で1つ、といった状況が生じうる。
一般名処方コード	医療機関において一般名で処方を行う際に使用するコード。